

平成 28 年度 札幌市国民保護協議会 議事録

1 日時 平成 28 年 7 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分

2 場所 札幌グランドホテル 2 階「金枝の間」

3 出席委員 50 名 （※欠席 8 名）

4 議事等

議案第 1 号 札幌市国民保護計画の修正について

5 議事内容

●危機管理対策課長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から、平成 28 年度札幌市国民保護協議会を開会させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、札幌市危機管理対策課の坂上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当協議会は、札幌市国民保護協議会条例第 4 条に基づき、会議の成立には、委員総数の過半数の出席が必要となっておりますが、委員総数 58 名に対しまして、50 名のご出席を賜りましたので、当協議会は有効に成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、札幌市国民保護協議会会長であります秋元札幌市長からご挨拶申し上げます。

●秋元市長

市長の秋元でございます。

「札幌市国民保護協議会」の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜りまして誠に有難うございます。

また、日ごろから、委員の皆様方には様々なお立場から札幌市の危機管理行政に対しまして、格別なるご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、本日皆様にご審議いただきます「札幌市国民保護計画」ですが、外部からの武力攻撃あるいは大規模テロなどが発生した際に備えまして、市民の生命、身体、財産を保護するために避難や救援の施策をあらかじめ準備をしていくものでございます。

海外に目を向けますと、最近は大規模なテロ事件、こういった被害が大きく報道でも取り上げられているところでございます。

幸いにも国内ではそのような該当する事案は発生しておりませんが、これから札幌市におきましても、様々な国際競技大会、スポーツ大会を予定してございます。

来年の2月には冬季アジア大会、2019年にはラグビーワールドカップ、そして2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際にはサッカーの予選会場になってございまして、様々な国際大会、そして、只今私ども2026年の冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けての活動しているところでございますが、こういった国際大会を開催するにあたりまして、十分に備えを高めていかなければならないと認識しているところでございます。

不測の事態に備えまして、本日お集まりの皆様方の様々なお力を頂戴しながら、危機管理・安全管理の面で、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では、国民保護計画の修正を議案として提出しておりますので、委員の皆様方から、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りまして、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。ありがとうございました。

●危機管理対策課長

それでは議事に入ります前に、お手元の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議次第、席次表、出席者名簿のほか、資料につきましては、1から5までの5点でございます。

資料の不足等ございましたら、事務局までお申し出いただきますよう、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、条例に基づきまして、会長であります秋元市長が行います。よろしくお願いいたします。

●秋元市長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、議案1件を予定しておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げたいと思います。

まず、議案第1号であります。「札幌市国民保護計画の修正」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

●危機管理対策部長

札幌市危機管理対策部長の小田原でございます。私の方から説明をさせていただきますけれども、恐縮ですが、着席の上、ご説明をさせていただきます。

議案第1号の札幌市国民保護計画の修正について、ご説明申し上げます。

札幌市国民保護計画は、平成19年2月に策定し、前回の修正が平成20年5月のこ

とで、以来、相当の年数が経過しておりますことから、本題に入ります前に、国民保護計画の概要や体系について、簡単にご説明をさせていただきます。

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる「国民保護法」に基づくもので、対象としておりますのは、主に外国などの外部からの武力攻撃としております。

地方公共団体は、国の方針に基づき、国民の保護のための措置を実施し、当該区域における措置を総合的に推進する責務を有するとされております。この法律に基づき地方公共団体が行う事務は、国が本来果たすべき役割に係るもので、原則として法定受託事務に整理されております。

なお、災害対策基本法に基づく地方公共団体の事務は、自治事務とされていることから、事務の性質が異なっていることが特徴となっております。

それでは、まず、資料1、武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型をご覧ください。

国民保護法が対象とする事態は、武力攻撃事態及び緊急対処事態の2つですが、武力攻撃事態は、(1) 着上陸侵攻、(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃、(3) 弾道ミサイルによる攻撃、(4) 航空機による攻撃の4つに分類されております。

次に、2の緊急対処事態ですが、攻撃を受けた当初の段階では、明確に外部からの行為として認知できず、攻撃主体が不明確な場合も想定されます。そのような場合においても、甚大な被害が生じる恐れがある以上、国全体として対応する必要があるために、この武力攻撃事態に準ずるものとして、緊急対処事態を規定しております。

例えば、大規模なテロ行為を想定するのが分かり易いと思いますが、(1)の攻撃対象施設等による分類としまして、まず、原子力事業所の破壊や石油コンビナートの爆破等、これは危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態。次に、ターミナル駅や列車の爆破等、多数の人が集合する施設や大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態としております。

また、(2)の攻撃手段による分類といたしましては、炭疽菌やサリンの多量散布等、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、それから航空機による自爆テロ等といった破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態としております。

続きまして、資料2、国民保護計画の位置づけをご覧ください。

資料は大きく上から下へ3段に分かれております。

国民保護法では、武力攻撃を受けた場合や、国際テロが発生した場合等に、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための地方公共団体などの責務や、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定され、さらに国の各省庁、地方公共団体をはじめ各関係機関の計画の基準となる「国民の保護に関する基本

指針」の策定を定めております。

この基本指針は平成17年3月に閣議決定され、その内容は、1点目に国民保護の基本的な方針、2点目に国民保護計画等の作成の基準となる事項、3点目に想定される武力攻撃事態及びテロなどの緊急対処事態の類型、そして4点目に、これらの類型に応じた対処措置となっております。

次に、真ん中2段目でございますけれども、平成17年度には法及び指針に基づき、国の各省庁と都道府県において国民保護計画が策定され、また国が指定した独立行政法人、日本赤十字社、NHKといった指定公共機関において、国民保護業務計画が策定されたところでございます。

一番下の3段目でございますが、都道府県が策定した国民保護計画を基準として、市町村が国民保護計画を、また知事が指定する主に当該都道府県内の放送や輸送事業者である指定地方公共機関においても、国民保護業務計画を策定することとされたものでございます。

このため、札幌市におきましても、平成18年度に札幌市国民保護計画を策定したところでございます。

このように、外部による武力攻撃への対処を目的とした国民保護の体系ですので、それぞれの自治体が、それぞれの判断のもと個別に対処するのではなく、国による「国民の保護に関する基本指針」をベースにした秩序ある仕組みとなっております。

次に、国民保護の流れをご説明いたします。

武力攻撃事態等に至った時は、政府は対処基本方針というものを定め、国会の承認を得た上で武力攻撃への対処をしていくことになります。

対処基本方針が定められた時は、市町村は、対処のための措置を行わなければならないとされております。

ここで資料3をご覧ください。

国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要があると認める時は、警報や指示を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。知事は、この国からの通知を、直ちに市町村長に伝達し、市町村長は、速やかにその内容を住民等に知らせることとしております。

国からの情報が、都道府県から市町村へと段階を追って流れてくる仕組みとなっております。

国は、武力攻撃による災害の防除及び軽減のために必要な措置を講ずる一方、知事に対し、生活関連施設である発電所や浄水場などの安全確保のための措置や、危険物質等に係る武力攻撃による災害の発生の防止のための措置など、所要の武力攻撃への対処を講ずることを指示することができるとされております。

また、知事は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市町村長に対し、その対策となる措置を講ずべきことを指示することができることとされております。

この場合の市町村長の役割ですが、警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止、または警戒区域からの退去を命ずることなどとしております。

さらに、特に必要な場合は、住民に対する退去の指示や、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集等を行わなければならないとされております。

若干長くなりましたが、以上が国民保護計画の概要でございます。

続きまして、本題の計画の修正について、ご説明をさせていただきます。

資料4の「札幌市国民保護計画の修正について」と資料5の新旧対照表をお配りしておりますが、資料4の「札幌市国民保護計画の修正について」を基にご説明させていただきます。

今回の修正の趣旨は、国や北海道の計画修正を踏まえ、これらとの整合性を図るために行うものでございます。

具体的な内容は、項番2の項目の順番に沿って、ご説明させていただきます。

まず(1)機構改革への対応などがございます。

全編にわたりまして、札幌市の機構改革のほか、省庁の機構再編成等に伴う追加や名称変更を反映しております。

次に(2)気象・人口・交通データ等です。

気象データにつきまして、従来は平成18年のデータを中心に記載しておりましたが、これを平年値に改めました。その他データの更新を行っております。

次に(3)近隣市町村との連携です。北海道の呼びかけにより「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」が締結されておりますので、当該協定を追加しております。

次に(4)情報伝達体制の整備でございます。

国の基本指針に、緊急情報ネットワークシステム、通称 Em-Net (エムネット) 及び全国瞬時警報システム、通称 J-ALERT (ジェイアラート) が規定されたことから、計画についても追加しております。

次に(5)高齢者、障がい者等への配慮でございます。

法令による災害時要援護者から要支援者への名称変更を行うとともに、「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」の策定を追加しております。

(6) 国や北海道の災害対策本部との連携についてでございます。

国の基本指針により「武力攻撃事態等合同対策協議会」が規定されましたので、これを受けての修正になります。

当該協議会は、国や自治体が現地において対策を協議する場という位置づけでございます。

次に（７）安否情報の収集についてでございます。

総務省消防庁が、住民の安否確認を行うための、安否情報システムの運用を始めましたので、システムの利用に関する記載を行っております。

なお、事態の状況によって、このシステムが利用できない場合の措置についても、併せて記述しております。

最後に（８）汚染原因に応じた対応についてでございます。

国の基本指針により、核攻撃への対応として、スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用を行う旨を記載しております。

なお、有事の際は、北海道地域防災計画の原子力災害対策編に準じて行うこととしております。

札幌市国民保護計画の修正内容・箇所の説明につきましては、以上でございます。

●秋元市長

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは、議案第１号につきましては、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、国民保護計画の修正を進めさせていただきます。

本日本日予定しております議案につきましては、これで終了となりますが、せっかくの機会でございますので、ご質問等ございませんでしょうか。

●今橋弁護士

弁護士の今橋と申します。よろしくお願ひいたします。

平成20年5月に修正したものが最後で、そして今回ということですが、今回の修正に関係していますけれども、平成20年の修正の後に、震災が起きて、福島原発事故が起きてということですが、修正の最後にありますけれども、原発に核攻撃がされた場合に、ヨウ素剤の配付などというところがありましたけれども、札幌市でやるとなると泊原発かなということになると思いますが、そのあたりについて、先日報道でも泊原発の避難計画は札幌市が関わるのかという話も多く出されておりましたけれども、札幌市において、泊原発の事故の際の避難計画だとか十分にやっていただきたい、どんどん北海道電力、北海道にも、市民の安全を守るためにはこれが必要なんだと、原

発の事故が起きた時には札幌市はどうするんだというところをきちんと話し合いをして、準備していただきたい、ということをお願いしながら、修正を見ておりました。以上です。

●秋元市長

ありがとうございます。色々状況も変わってきてございますので、安全対策について十分に対応していかなければならないと考えてございます。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

それでは、他にご発言等がないようでございますので、本日の会議につきましては、終了とさせていただきます。

皆様には、大変お忙しい中、ご出席、ご審議いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

札幌市としましても、今後とも関係機関や市民の皆様方との連携をより一層強化して参りたいと考えておりますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。本日の会議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

●危機管理対策課長

以上をもちまして、平成 28 年度札幌市国民保護協議会を終了いたします。

なお、この後ですが、「平成 28 年度札幌市防災会議」を当会場で開催いたします。会場設営のため、ここで若干の休憩時間とさせていただきますので、引き続き、防災会議委員としてご出席いただきます皆さまにおかれましては、14 時 45 分までに、只今のお席にご着席をしていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。